

死刑執行の即時停止を 無実の罪をもたらすもの

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

死刑制度に反対する意見の中で大きい理由に「冤罪だったら取り返しがつかない」というものがあります。死刑廃止議員連盟の会長である亀井静香氏は、自身が警察官僚であった体験から、「自白」がいかにかに当てにならないものかをよく知っており、冤罪の危険性は一般に思われているよりも高いことを指摘しています。

一方で、冤罪や誤判の問題は、捜査や裁判の問題であり、死刑制度の是非の問題とは切り離して考えるべきだという意見も少なくありません。そのように制度としての死刑の是非の問題は別に考えるとしても、冤罪の可能性を残したままの死刑の執行を認めることはできません。

★☆☆

日本で、死刑判決がいったん確定した後で、再審請求が認められ、無罪となって社会に復帰できた元・死刑囚が戦後4人います。そんなにいたのか、と思いますか？ それとも、それだけなのか、と思いますか？

冤罪を訴えてきた死刑囚はたくさんいます。しかし再審の門は狭く、処刑されてしまったり、長い獄中生活で心身を壊し獄死してしまった人が少なくありません。

現在、5人目、6人目になるかと注目されているのが、名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんや、袴田事件の袴田巖さんらですが、いずれも40年を超す獄中生活に健康が気遣われています。

名張事件では、2005年にいったんは再審開始決定が出ながら、検察の異議申立てによって裁判が長引かされています。袴田事件では、検察は最近になってようやく重要な証拠の一部を開示しましたが、袴田さんに有利な証拠は他にもまだまだたくさん隠されているようです。

★☆☆

このように検察が抵抗しているのは、過去の捜査機関による、それこそ犯罪的なでっち上げの事実が明るみに出ることをおそれているからとしか考えられません。

「自白」ばかりではなく、「証拠」の数々もまた、警察・検察はねつ造してきたのです。このかん明るみに出た検察官によるフロッピー・ディスクの証拠改ざん問題などは、氷山の一角でしかありません。

柳田稔法務大臣には、これまでの死刑事件の全証拠を開示、検討し直すことから始めてほしいものです。

★☆☆

おりしも、11月11日、国連総会第三委員会では死刑執行の停止を求める決議を賛成107、反対38、棄権36と、前回以上の多数の賛成をもって採択しました。今回も日本政府は反対票を投じていますが、国連総会は12月の本会議でこの決議を採択する見通しです。